


# 1 特定養老保険(新一病壮健プラン)

<b>契約の目的</b>	<p>●慢性疾患(糖尿病、高血圧症、がんまたは肉しゅ)の治療を受けていても日常生活を支障なく過ごしている方を対象とした、万が一の保障(死亡保障)と満期の楽しみ(必要なお金の準備)を兼ね備えた保険です。</p>	
	<b>糖尿病</b>	通院または投薬治療によって血糖値が良好にコントロールされているとき
	<b>高血圧症</b>	通院または投薬治療によって血圧値が良好にコントロールされているとき
	<b>がん、肉しゅ</b>	根治手術を受けてから5年以上経過し、治ったと考えられるとき(根治手術には放射線照射のみの治療は含みません。)
<b>商品の特長</b>	<p>●被保険者の生存中に保険期間が満了したとき ⇒「<b>満期保険金</b>」</p> <p>●被保険者が死亡したときは「<b>死亡保険金</b>」を受け取ることができます。ただし、契約日からその日を含めて3年以内の場合は、死亡原因によって死亡保険金の額が異なります。</p> <p>●「<b>各種特約</b>」②を付加することで、より充実した保障を準備できます。</p>	

 ①しおり29P参照

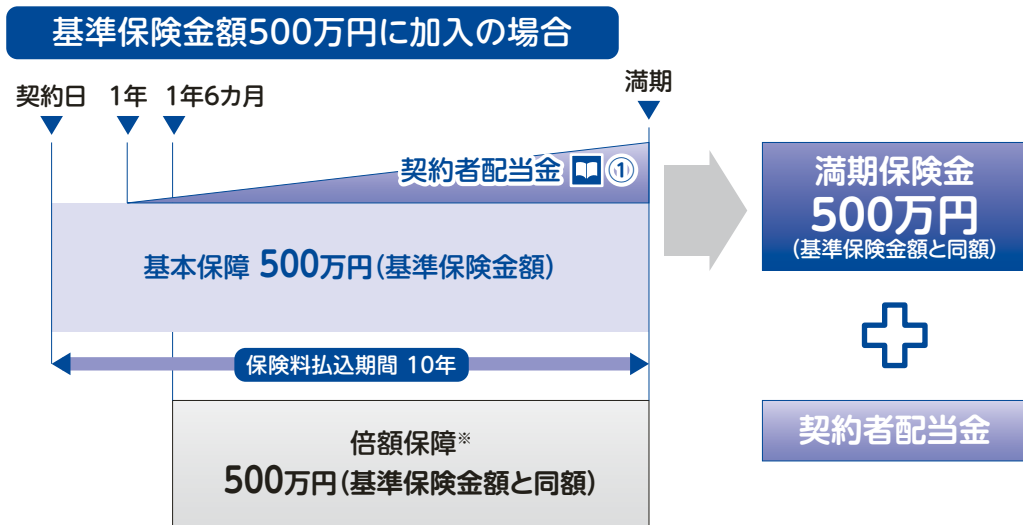
「基本契約の保障内容」

 ②しおり31P参照

「特約の保障内容」

## (1)「不慮の事故」でのケガまたは「当社所定の感染症」により死亡した場合

●しくみ図



①しおり61P参照

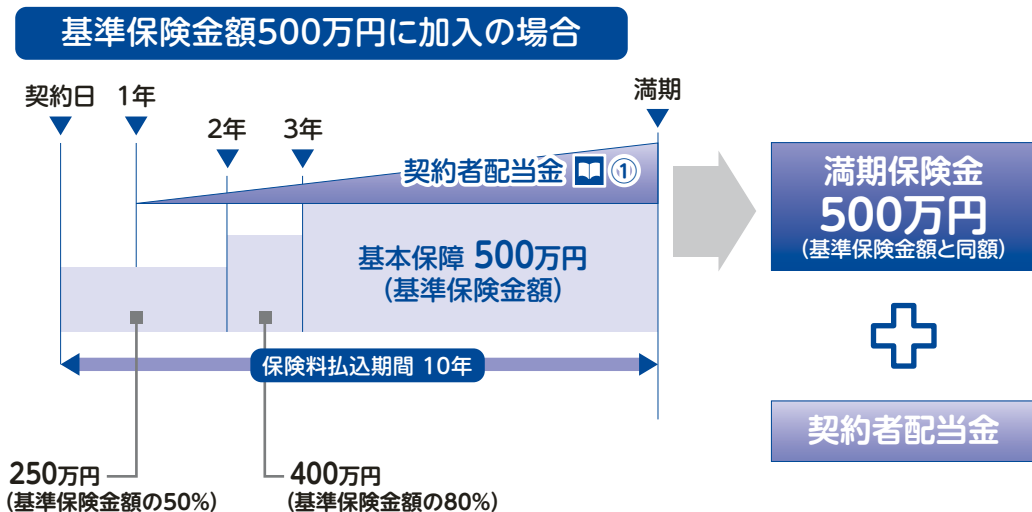
「契約者配当金」

※倍額保障(保険金の倍額支払)

- 契約日からその日を含めて1年6カ月(契約を復活したときは、さらにその復活日からその日を含めて6カ月)を経過してから、被保険者が、「不慮の事故」でのケガを直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または「当社所定の感染症」を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、「満期保険金額と同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

## (2)上記(1)によらないで死亡した場合

●しくみ図



(注)保障は保障(責任)開始の日 ②から開始します。

②しおり16P参照

「契約の保障(責任)の開始と契約日」